

「浜田市事務事業の外部化（民間委託等）に関する指針」の策定について

平成 25 年 5 月
浜田市行財政改革推進本部

浜田市では、平成 17 年 10 月に市町村合併を行い、平成 18 年 2 月に「浜田市行財政改革大綱」を策定して、平成 22 年度までの 5 年間で改革に取り組んできました。この間、民間活力を施政運営に活かすとともに、簡素で効率的な市役所を目指し、「民間でできることは、民間で」の原則の下、旧市町村の取り組みを引き継ぎながら、民間委託等を推進しました。

しかしながら、地方分権型社会への対応、高齢化や過疎化、少子化の進行による人口減少など、当市は依然として多くの課題を抱えており、限られた行政資源を経営的な視点から最大限活用し、複雑化・多様化する住民ニーズに対し、的確に対応しなければなりません。

そのため、平成 23 年度から 5 ヶ年の新たな行財政改革大綱及び実施計画を策定し、更なる改革に取り組んでいます。この新たな行財政改革大綱において、「1 市民協働、業務外部化の推進」をテーマとして掲げており、積極的に民間委託等の業務の外部化を推進することとしています。

「浜田市行財政改革大綱（平成 22 年 11 月策定）」

1 市民協働、業務外部化の推進

限られた行政資源の中で、行政の質を高めるためには、行政だけで考えるのではなく、市民と協働し、行政経営を行う必要があります。

そのために、積極的な情報公開を進め市政の透明性を向上させるとともに、市民、住民自治組織や各種団体等との連携強化などを進め、市民の意見を反映し、市民が積極的かつ自主的に市政に参加できる仕組みを構築し、充実します。

さらに、住民自治の視点から、地域の課題を効果的・効率的に解決する分権型社会への転換を行うために、公共サービスの担い手としての「民」と「官」の役割分担を明確にし、「民間でできることは、民間で」の原則に従い、市民と行政の強力なパートナーシップの下、積極的に民間委託等の業務の外部化を推進します。

本指針は、平成 14 年に合併前の浜田市で策定された「民間委託（民営化）ガイドライン」を、この大綱のテーマに基づき改訂し、外部化を推進するにあたっての基本的な考え方や視点、留意事項等を示すものです。厳しい財政状況の中で、定員削減とともに支所を含めた機構を見直していくに当たり、複雑化・多様化する住民ニーズに対し的確に対応していくためには、民間が

主体となって担うことが可能な事務事業や公共的サービスの提供を、費用対効果に留意しながら「民間委託」や「民営化」、「指定管理者制度」、「非常勤嘱託職員及び臨時職員の活用」など外部化を進める必要があります。公的関与のあり方を見極め、民間委託や民営化及び指定管理者制度等の外部化を積極的に推進し、市民サービスの向上や行財政運営の更なる効率化を図ります。

浜田市事務事業の外部化（民間委託等）に関する指針

平成 25 年 5 月
浜田市行財政改革推進本部

1 外部化の推進に関する基本的な考え方

複雑化・多様化する住民ニーズに対し、必要な人的・財政的資源は限られており、今後更に厳しい状況となっていく。こうした状況の中で、的確に事務事業を実施し行政サービスを提供していくためには、サービスの質を落とさないことを前提に、「民間でできることは、民間で」の基本方針に基づき、公的関与のあり方を見極め、簡素で効率的な市役所を目指していく必要がある。民間企業や非営利団体など民間が主体となって担うことが可能な事務事業や公共的サービスの提供は、費用対効果に留意しながら「民間委託」や「民営化」、「指定管理者制度」、「非常勤嘱託職員及び臨時職員の活用」など外部化を進めることとする。あわせて、これにより生み出される財源をもって、新たな行政需要に応じていく。

2 今後の民間委託等の推進に向けて

(1) 事務事業の必要性の検討

社会経済状況や、市民ニーズの変化等により、市が実施することについて再検討が必要な事務事業については、民間と行政の役割分担を明確にするという視点も踏まえつつ、外部化や廃止を含めて検討し、適切な見直しを行う。

(2) 民間委託等の推進の視点

事務事業の見直しを踏まえ、市が実施すべきであると判断した業務について、下記の視点から民間委託等を実施するかどうかを検討する。

| | 視 点 |
|---|--|
| ① | 民間の知識、ノウハウ等の活用により、市民サービスの質の維持・向上が図られる。 |
| ② | 市で直接実施するよりも、コスト削減が図られる。 |
| ③ | 高度な専門知識や技術が必要で、市で人材確保が困難である。 |
| ④ | 同種の業務が既に委託されている事例がある。 |

(3) 民間委託等を推進する業務（例示）

(2)に掲げる視点から、業務の見直しについては幅広い検討を行い、民間委託等を推進する。対象としては、以下の類型業務が想定される。

| 業務区分 | 内 容 | 業務例示 |
|------------|--|---|
| 定型的業務 | 特に高度な専門知識を必要とせず、マニュアル化等により市が直接行わなくても同様の成果が得られるもの。 | <ul style="list-style-type: none"> ●集計・入力・台帳整備等データ管理業務 ●窓口サービス業務 ●統計・調査業務 ●庶務関連事務 ●給与計算・支給業務 等 |
| 専門的業務 | 高度な技術・技能や専門的知識を必要とし、民間の持つ専門的知識、技術、設備等の活用が期待できるもの | <ul style="list-style-type: none"> ●情報化関連業務 ●検査分析業務 ●測量・地質等調査業務 ●道路・公園等維持管理業務 ●施設設計・管理業務 等 |
| 企画運営業務 | 各種イベント等で民間の企画やノウハウを活用することで、効果的な運営が期待できるもの。 | <ul style="list-style-type: none"> ●イベント等の企画・運営 ●研修会等開催業務 ●広報業務 等 |
| 施設の管理・運営業務 | 施設の管理運営等で、民間のノウハウにより弾力的・効果的・効率的運営が期待できるもの。 | <ul style="list-style-type: none"> ●公の施設の管理・運営業務（指定管理者制度等） ●庁舎等の維持管理業務 等 |
| その他の業務 | 業務の形態が時期的に集中するもので、常時一定の職員を配置する必要のないもの。 民間で同種の業務を行っており、委託により市民サービス向上や業務の効率化が図れるもの。 等 | |

3 民間委託等にあたっての留意事項

実際の民間委託等の検討にあたっては、主として市にはない民間の知識・ノウハウ等を活用することによる市民サービスの向上を目的とするのか、コスト削減を目的とするのかなどを含め、どのような効果を求めて委託を検討するかについて明確にするとともに、最も効率的・効果的に当該業務が推進されるよう下記の点に留意する。また、制度改正や国県の動向を踏まえ、適

切な外部化手法を検討するほか、市民サービスの向上等に向けた民間事業者の提案を事務事業に活かしていくよう留意する。

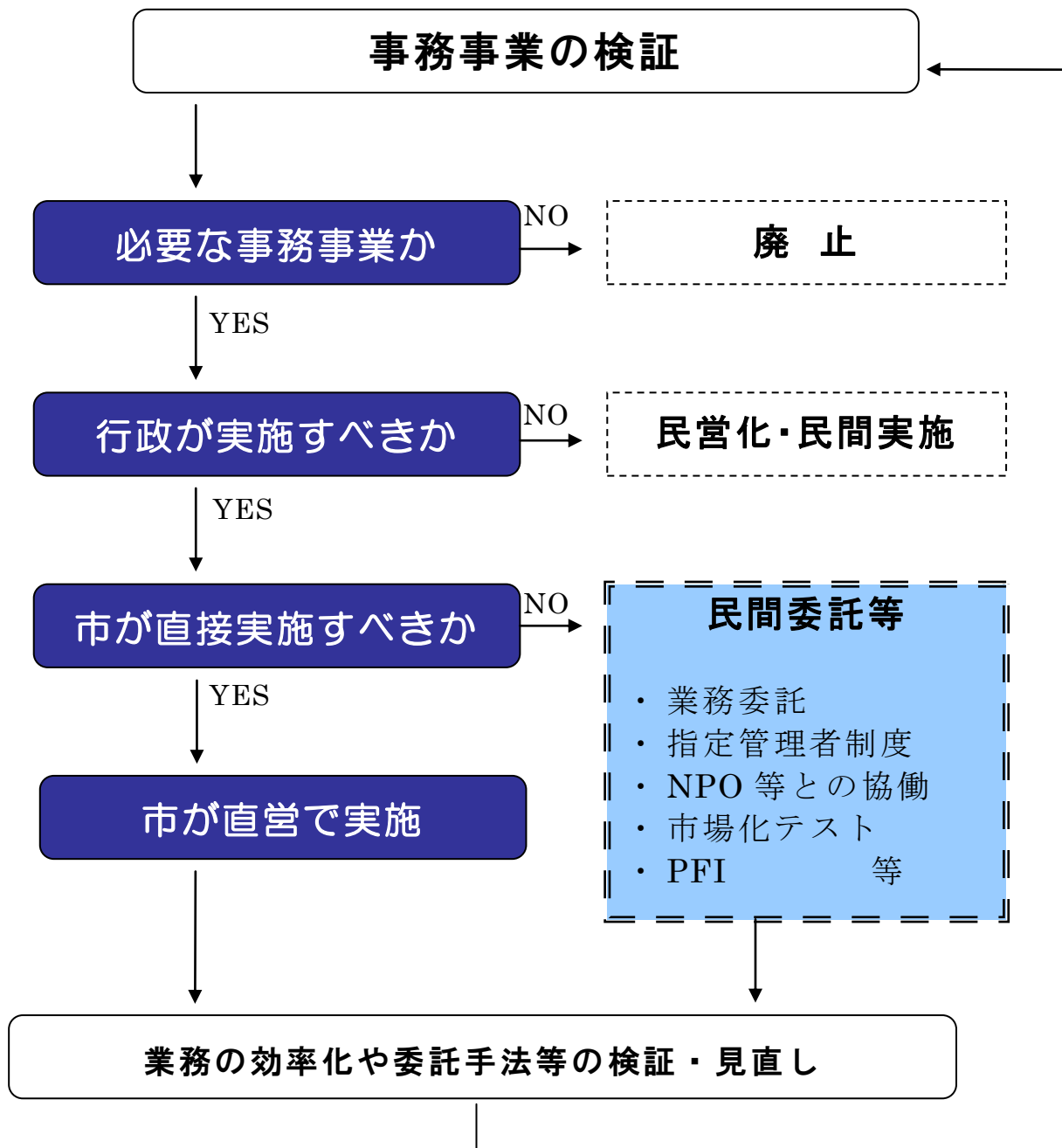
| 留意事項 | |
|------|--|
| ① | <p>公共性（公平、平等）、公益性の確保</p> <p>契約過程、業務執行過程またサービス提供過程においては、公共性・公益性及び透明性が確保されなければならない。</p> <p>委託先が固定化する場合には一定期間経過毎に再検討する。</p> |
| ② | <p>監督・指導等の行政責任の確保</p> <p>市の行政責任を確保する必要から、契約書・仕様書等により、市と受託者の責任の範囲をあらかじめ明確にしておくとともに、適切な指導と業務遂行状況の確認など、実施過程における市の監督権が機能するよう体制を確立する。</p> <p>個人情報等の保護を必要とする業務については、機密性保持を担保する措置を講じる。</p> |
| ③ | <p>市民の意向尊重</p> <p>市民の意向を尊重し、市民の理解を得て実施するよう十分な説明責任を果たす。</p> |
| ④ | <p>法適合性と法的遵守事項</p> <p>法令により基準や遵守事項などがある場合について、法適合性を確保する。</p> <p>労働関係法令など、受託者が当然に遵守しなければならない事項を把握する。</p> |
| ⑤ | <p>委託等の事務事業の単位</p> <p>個々の業務の一部委託、業務全体の委託、関連する業務を一連のまとまりとして行う委託など、当該業務を遂行するのに最も効率的・効果的な外部委託の発注を行う。</p> <p>なお、業務によっては部局を超えた同種業務を一括して委託する方法も検討する。</p> <p>民間委託等によって市民サービスの低下を招くことのないよう、委託内容の吟味及び適切な管理を行う。</p> |
| ⑥ | <p>受託法人等の受託能力確保</p> <p>受託法人等については、達成されるべき成果が恒常的に得られる能力、実績など適格性を有すること及び事業執行に必要な資格や許可・認可を得ていること。</p> <p>機密保持、業務執行の安定性など、市としての行政責任が確保できる能力を保有すること。</p> |
| ⑦ | <p>現役職員の配置転換等の計画的推進</p> <p>委託により職員の異動が必要となる場合には、職員の意向を加味したうえで、他の職種「又は類似業務」への配置転換等を計画的に図っていくものとする。</p> |

4 委託事業の管理監督

委託した事務事業については、適正な管理監督のもと行政責任を確保するため、指定管理者のモニタリングや事業報告の確認など定期的あるいは臨時的に履行を確認し、検証を行う。

【指定管理者のモニタリング】 指定管理者が行う公の施設の管理運営や公共サービスの提供が適切になされているかどうかを監視する制度。重大な事故や事件の発生などリスクの回避、コスト削減重視のあまり公共サービス水準の低下や不適切な管理運営となるのを防ぐため、管理運営の適正化を図ることを目的に、提出された事業計画や協定書の取り決め事項の履行をチェックし、一定の評価を行う。

民間委託等の推進に向けた事務フロー



【指定管理者制度】 公の施設の管理委託先は、地方公共団体が 50%以上出資する法人、公共団体若しくは公共的団体に限定されていたが、指定管理者制度が創設されたことにより、地方公共団体が指定する法人その他の団体（その対象には民間事業者、町内会、NPO法人等が含まれる。）が公の施設の管理を行うことが可能となった。

【PFI(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)】 公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する新しい手法。PFIの導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指す。(PFI法:平成11年7月制定)。

【市場化テスト】 これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくという制度。